

こんなときは、 保険証を必ずご返却ください

「保険証」は当健保組合の加入員（被保険者・被扶養者）であること示す証明書です。

当健保組合の加入員でなくなった場合は、保険証の返却が必要です。

保険証

健康保険被保険者証とは？

みなさんがお持ちの保険証は、当健保組合の加入員であることを証明し、病気やケガで医療を受けるときに保険証を提示すれば、医療費の支払いが一部負担だけで済みます。ですから保険証は大切に保管し、正しく使用してください。他人に貸すことは不正使用となり、禁止されています。万一紛失した場合は当健保組合に届け出てください。



被保険者資格の喪失後は、 これまでの保険証は使えません

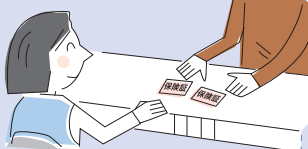
健保組合の被保険者資格あるいは被扶養者資格を喪失すると、たとえ保険証が手元にあったとしても保険証を使用することはできません。万一、あやまって資格喪失後に保険証を使って受診すると、後日、健保組合から医療費の返還を請求することになります。

保険証のまちがった使用は、健保組合の財政悪化の原因となりますので、次のような場合は、すみやかに保険証を返却してください。



こんなときは保険証の返却をお願いします

会社を 退職したとき



保険証が使用できるのは退職日までで、翌日からは使用できません。ご自分と被扶養者の保険証を、5日以内に退職した会社へ返却してください。

ご家族（被扶養者）が 扶養からはずれたとき

被扶養配偶者や扶養する子どもが就職し、別の健康保険の被保険者になった場合や、収入が基準額を超えるなどして、扶養要件を満たさなくなった場合は、被扶養者（異動）届とともに、対象者の保険証を会社に提出してください。

任意継続被保険者で なくなったとき

一定の要件を満たしている人は、申請をすれば退職後も「任意継続被保険者」として健保組合に2年間加入できます。再就職して別の健康保険に加入した場合や、75歳になって後期高齢者医療制度に加入する場合など、任意継続被保険者でなくなったときは、保険証を返却してください。

75歳に なったとき

75歳の誕生日を迎えると後期高齢者医療制度に加入するため、これまでの保険証は返却してください。被保険者が後期高齢者医療制度に加入すると、被保険者に扶養されていたご家族も当健保組合の被扶養者資格を失い、国民健康保険など他の医療保険制度に加入することになります。

保険証の
返却時には、
これらのご返却も
お忘れなく！

● 70歳以上の方は「高齢受給者証」

70歳以上75歳未満の方には、自己負担する割合が記載された「高齢受給者証」を交付しています。保険証を返却する際には、高齢受給者証の返却も必要です。

● 「限度額適用認定証」

限度額適用認定証を申請して利用していた方が、被保険者・被扶養者の資格を喪失したときは、保険証とともに限度額適用認定証の返却をお願いします。